

平成28年2月秋田市議会定例会追加提出予定案件		
	件名	説明
	<b>「予算案」 3件</b>	
1	平成27年度秋田市一般会計補正予算（第6号）の件	○資料別紙
2	平成27年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第4号）の件	
3	平成27年度秋田市下水道事業会計補正予算（第4号）の件	
	<b>「条例案」 6件</b>	
4	<p>秋田市職員給与条例等の一部を改正する件</p> <p>・地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）：平成26年5月14日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p> <p>・行政不服審査法（平成26年法律第68号）：平成26年6月13日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由</p> <p>地方公務員法の一部改正（平成26年法律第34号）等に伴い、職員の職務の級ごとの標準的な職務の内容等を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <p>1 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）を改正し、給料表に定める職務の級ごとの標準的な職務の内容を定めた次に掲げる表を定める。</p> <p>(1) 行政職給料表(1)等級別基準職務表</p> <p>(2) 医療職給料表(1)等級別基準職務表</p> <p>(3) 医療職給料表(2)等級別基準職務表</p> <p>2 秋田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年秋田市条例4号）を改正し、専門的な知識が必要とされる業務に従事させる任期付職員の給与の号俸ごとの職務区分を定める。</p> <p>3 行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行に伴う規定の整備を行う。</p> <p>○施行期日</p> <p>平成28年4月1日から</p>

<p>5 秋田市指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、指定通所介護の人員に関する基準等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定通所介護事業所および基準該当通所介護事業所の看護職員等の員数の基準から、利用定員が10人以下の場合の基準を削る。</li> <li>2 指定療養通所介護に係る基準を削除する。</li> <li>3 介護保険法の改正に伴う引用条項の修正、事故発生時の対応に係る規定の修正等の規定の整備を行う。</li> </ol> <p>○施行期日 平成28年4月1日から</p>
<p>6 秋田市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、指定地域密着型通所介護の事業の人員、設備および運営に関する基準を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定地域密着型通所介護について、次に掲げる基準等を規定する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 基本方針</li> <li>(2) 人員に関する基準</li> <li>(3) 設備に関する基準</li> <li>(4) 運営に関する基準</li> <li>(5) 指定療養通所介護の事業の基準</li> </ol> </li> <li>2 介護保険法の改正に伴う引用条項の修正、事故発生時の対応に係る規定の修正等の規定の整備を行う。</li> </ol> <p>○施行期日等 平成28年4月1日から。 サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所の設備基準に係る経過措置を規定する。</p>

<p>7 秋田市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する件</p> <p>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、指定介護予防認知症対応型通所介護の運営に関する基準を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者における運営推進会議の設置および運用について規定する。</li> <li>2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が整備しなければならない記録に運営推進会議における記録を加える。</li> <li>3 介護保険法の改正に伴う引用条項の修正等の規定の整備を行う。</li> </ol> <p>○施行期日等 平成28年4月1日から。 サテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の設備基準に係る経過措置を規定する。</p>
<p>8 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例等の一部を改正する件</p> <p>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行</p>	<p>○改正理由 介護保険法の一部改正（平成26年法律第83号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 次に掲げる条例について、介護保険法の改正に伴う引用条項の修正等を行う。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例</li> <li>(2) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例</li> <li>(3) 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例</li> <li>(4) 秋田市特別養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例</li> </ol> </li> </ol>

(5) 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

(6) 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

(7) 秋田市指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例

(8) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成27年秋田市条例第15号）

2 次に掲げる条例について、事故発生時の対応に係る規定の修正を行う。

(1) 秋田市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備および運営ならびに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

(2) 秋田市指定介護老人福祉施設の人員、設備および運営に関する基準を定める条例

(3) 秋田市介護老人保健施設の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準を定める条例

(4) 秋田市養護老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

(5) 秋田市軽費老人ホームの設備および運営に関する基準を定める条例

○施行期日

平成28年4月1日から

9 秋田市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する件

・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）：平成26年6月25日公布、一部を除き平成28年4月1日施行

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に關

○改正理由

厚生労働省関係構造改革特別区域法三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令の一部改正（平成28年厚生労働省令第6号）等に伴い、自立訓練に係る指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例を定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの

る基準等の一部を改正する省令（平成28年厚生労働省令第6号）：  
平成28年1月18日公布、平成28年4月1日施行

○改正要旨

- 1 次に掲げる指定障害福祉サービスに係る指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例について規定する。
  - (1) 自立訓練（機能訓練）
  - (2) 自立訓練（生活訓練）
- 2 介護保険法の改正に伴う引用条項の修正、事故発生時の対応に係る規定の修正等の規定の整備を行う。

○施行期日

平成28年4月1日から